

参議院社会労働委員会会議録第七号

昭和三十三年二月十八日(火曜日)午前
十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝保 登君
木島 虎蔵君
山下 義信君
中山 福蔵君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
後藤 義隆君
紅露 みつ君
鈴木 万平君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
片岡 文重君
藤田藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君
田村 文吉君

國務大臣

厚生大臣

政府委員

警察庁刑事部長

首都圏整備委員

会計課第一部長

自治行政次官

自治行政次官

自治行政次官

厚生行政次官

厚生大臣官房長

厚生省公衆衛生

局環境衛生部長

厚生省社会局長 安田 巖君

厚生省引揚 河野 鎮雄君

事務局長 増本 甲吉君

常任委員 宇佐美 毅君

会専門員 谷川 宏君

説明員 大蔵省管財 佐藤 基君

局総務課長 山田 正男君

参考人 東京都副知事 佐藤 基君

東京都建設局 山田 正男君

都市計画部長 山田 正男君

本日の会議に付した案件

○派遣委員の報告

○参考人の出席要求に関する件

○社会保険制度に関する調査の件

(銀河丸の遺骨収集と無名戦没者の墓に関する件)

○旅館業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○社会福祉事業法の一部を改正する法律案

(内閣提出、予備審査)

○委員長(阿具根登君) 開会いたしました。

派遣委員の報告についてお諮りいたします。本年一月二回にわたって、神太からの引揚者実情調査のため、委員派遣を行ったのでありますが、その報告は、口頭報告にかえて、書類による報告を委員会会議録に掲載して、ごらん願うというご意見にいたしました。ごらん願うというご意見にいたしました。ごらん願うというご意見にいたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(阿具根登君) 社会保険制度に関する調査の一環として、銀河丸の遺骨収集と無名戦没者の墓に関する件を議題といたします。

本件調査のため参考人の出席を求め、意見を聴取することといたしました。参考人の人選、手続その他については、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。委員長と理事と協議して進めることにいたします。

なお、本日は、東京都副知事佐藤基君、及び東京都都市計画部長山田正男君の出席を求めるといたしました。

次に、本件の調査に入り、御質疑を願うことといたします。質疑の通告がございます。これを許可いたします。

○山下義信君 質疑に入ります前に、委員長にお願いがござります。銀河丸は、去る一月二十日芝浦を出港いたしました。以来、フィリピン島の島々に寄港しまして、従来に比しまして最も困難な状態のもとに、遺骨収集の作業に懸命な努力を払いつつあるものであります。フィリピンにおける現地の空気等にかんがみまして、団員の労苦も一しおであらうと思っております。この際、遺骨収集団並びに銀河丸乗組員一同に対しまして、その労苦を多とする旨、適宜委員長においてお伝えを願います。

たいと思うのでございます。

○委員長(阿具根登君) ただいまの山下君提案の銀河丸遺骨収集団の労苦をねぎらうため、調査団各位に対し、感謝ならびに激励を行いたいとの御意見については、委員長においてこれを適宜に行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、ただいまの銀河丸遺骨収集団に対する感謝並びに激励について、当委員会の意のあるところを厚生大臣から伝達せられんことをこの席から申し入れました。

○國務大臣(堀木謙三君) ただいまは、山下義信委員から、ただいま、フィリピン島の各島嶼を回りまして、遺骨収集に当たっております者ども並びに船員に対しまして、非常に心からなる御同情のお言葉をいただき、なお、委員会のお計らいによりまして、当委員会といたしまして、その意を表するような激励をしていただくということになりました。私も、心から深く感謝いたしますと同時に、今回派遣に当りましては、本人たちがほんとうに誠心誠意この問題に当たっております姿を考えてみますと、一そうありがたく感ずるような次第でございます。手続等につきましては、御懸念に沿うようにいたしたいと思っております。

なお、この際、はなはだ申しわけございませんが、一言、過敏性の病気に当りましてのお礼を申し上げたいと思っております。

せっかく重要な案件につきまして御審議を願っております中に、突然院内において発病いたしましたので、そのまま入院いたすことに相なりまして、御審議の上にかかると、非常に内心考えたことがあるのであります。しかるにかかわらず、当委員会におきましては、委員長を初め皆様方から、大へん御同情いただきまして、わざわざ院内にお見舞いをちょうだいいたすというところで、深く感謝いたしておるやうな次第でございます。まことに、御審議の支障になったかと思っておりますが、かわりませず、当委員会におきましては、順調に諸般の御審議を願っている姿を見まして、一そうありがたく感じておる次第でございます。お見かけのように、昨日から初めて登院いたしました。今後は、一そう御迷惑をかけないように、できるだけ勉強いたします。皆さんの御期待に沿いたいと考えておりますので、何とぞ御鞭撻のほどお願ひ申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

○委員長(阿具根登君) 続いて質疑を続行いたしますが、政府側の委員並びに説明員、参考人を、参考までに御紹介申し上げます。

宇佐美宮内庁長官、中島自治行政次官、谷川管財局長、中川警察庁刑事部長、参考人としては、東京都副知事佐藤基君、東京都都市計画部長山田正男君、政府側から堀木厚生大臣、河野引揚援護局長、水野首都圏整備委員会第一部長、以上の方々がお見

えでございまして、お含みの上質疑を願います。

○山下義信君 ます私は、銀河丸の遺骨収集に關しまして、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思つてあります。

海外戦没者の遺骨の収集につきましては、去る昭和二十七年七月十一日、当参議院の本会議の決議に基きまして、政府の手によつてこの作業が行なわれることになったのでございまして、この機会に厚生大臣から、銀河丸の今日までの遺骨収集の状況につきましまして、大要の報告をわすらわしたいのであります。なお、すでに銀河丸の今日まで収集を終りました遺骨の数は、何体ほどであるのであります。また、そのうち氏名の判明した者がどのくらいあります。また、判明したとしますれば、その氏名はだれだれであります。この際、御報告を願いたいと思つてあります。

なお、作業はおおむね終了したのではないと思つてありますが、今後の予定はどうなつておりますか。その点も承わりたいのであります。従つて、銀河丸の東京帰着の予定は何日でありますか。帰着後の遺骨に対する追悼、慰霊、保管等の措置はいかなる予定になつておりますか。あわせてこの際、お示しを願いたいと思つてあります。

○国務大臣(堀本三君) 南方の諸地域に相当多くの遺骨がある。ことにフィリピンにおきましては、従来現地の状況等を考えますときに、実は一日も早く遺骨収集についての処置をいたしたいと思つておりましたが、なかなか意にまかせないような状況でございまして、今回も、大体全体として、フィリピン地域におけるこの状況が、

遺骨収集ができるような状況だということをお聞きしたので、銀河丸を派遣することにしたのでございまして、全日程は五十一日間の予定で出発いたしました。次第でございまして、現地におきまして、フィリピン側並びに大使館等と連絡いたしまして、予定の行動をとつておるようでございますが、しかし、新聞紙にも報ぜられておりますように、ミンダナオの一部等においては、なお収集について、収集団自身が危険を感じざるを得ないような部分もあるような報告を受けておるような次第でございまして、しかし、非常に一行はその目的を達成する熱意を持って、刻々その状況を報告いたして参つておるのであります。三月の三日にマニラを出港いたしまして、十一日には東京に歸つて参るかと考えております。歸りました際には、心からなる追悼式をいたしたいというふうに考えてまして、なお、今お尋ねの氏名判明者の遺骨、遺留品の伝達式をもちたい。そして当委員会の御決議の趣旨に沿いたいと思つておるような次第でございまして、なお、具体的なお尋ねにつきましては、政府委員の方から答弁させていただきますと思つております。

○政府委員(河野鎮雄君) 大要につきまして、ただいま大臣からお答え申し上げた通りでございまして、当初私も、フィリピン内部におきまして対日感情等につきまして、いろいろの声を伺つておりました、非常に心配もいたしておつた次第でございまして、外務省、現地大使館等の御努力によりまして、フィリピン政府との間に、非常な友好的な雰囲気のもとに作業が進められつた。また、国民の方々も、全体として非常に協力的な態度をもつて今回の計画を迎えていた。おとといふふうなことで、私も、非常に当初危惧しておりました点が杞憂に終わったような感じを持ち、喜んでおる次第でございまして、派遣団は、政府職員、遺族代表、それから宗教家代表、こういった方々を含めまして、一行十八名で、一月の二十日に芝浦を出港いたしまして、そのうち二名は二十三日に出発はおくれたわけでございますが、飛行機で参りましたので、向うに着きますのは若干早く着きまして、この二名の先発隊が現地におきまして細目の打ち合せをいたしまして、あとから銀河丸で参りました一行と落ち合つて、一月の三十一日にマニラを出発いたしまして、それぞれの地点に向つて収骨に當つたというような次第でございまして、この十八名の一行を二つの班に分けまして、大体半数ずつでございますが、第一班がルソン地区、それから第二班が、何と申しますか、ルソン以外の南の島々を回る。こういうふうな計画で、一月三十一日にそれぞれ地区に向つて出発をいたしておる次第でございまして、

今日までのところでは、大体一番端のところまで、もうすでにたどりついております。たとえば、ルソン地区でございまして、二月の十六日に、ルソン地区の一番北の地区でございましてツゲガラオという所がございまして、この地区に二月の十六日に着いております。これから引つ返して参りまして、その帰途敷力所参りまして、今月の末には、大体二十五日ごろと予定しておりますが、マニラに入つて来て、あの周辺の

収骨を今月一ぱいかかつてやるというふうな段取りになつております。それから、南の方のずつと一番南まで参りまして、ミンダナオ、それからミンダナオからちよつと西南に、ちっちゃなホロという島がございまして、そこまで参りまして、これが二月の十五日、それから引つ返して来まして、大体南の島々の中間の辺まで引つ返して参つております。それは、二月の十七日現在でございまして、この班も、今月の終りにはマニラに歸つて来るというふうなことでございまして、三月の一日に両班がマニラに合流いたしまして、そこで追悼行事を行い、それで、三月の三日に東京に歸つて来る、こういうふうな予定になつております。現在の進行状況から見まして、大体この予定通り進行ができるのではないかと、かように期待をいたしておる次第でございまして、歸つて来ますのが三月の十一日でございますが、当日追悼式を挙行し、翌日には氏名判明者の遺骨、遺留品の伝達式を行いたい、かように心組をいたしておる次第でございまして、

なお、お尋ねの収集をいたしました遺骨の数でございますが、大体現在情報を得ております数字は、氏名判明の遺骨が一体ございまして、氏名の判明いたしませぬ遺骨が七百六十一体、氏名判明の分につきましては、どなたの遺骨であるか、実は今、電報照会中でございまして、まだ返事を得ておりません。まあ従来各所の収骨状況から判断いたしまして、ほとんどこの氏名判明の遺骨を探し当てるというふうなことは、非常に困難なような事情にあるからと思つて、大体今申し上

げたように、ほとんどもうすべてが氏名判明のしない遺骨ということにならうかと存じておる次第でございまして、それからなお、収骨いたしました氏名の判明いたしませぬ遺骨でございまして、取りあへず、従来の例のように、市ヶ谷あるいは厚生本省の安置室に取りあへず安置をいたしまして、近くできる予定をいたしております。無名戦没者の墓ができました場合には、そこに安置するといふふうな心組みをいたしておる次第でございまして、

○山下義信君 大体の御報告は承りました。今回の比島における遺骨収集に對しましては、フィリピン政府側が非常に好意的な協力をしてもらったことは、われわれの多とするところでありまして、むしろ一部におきましては、比島駐在の日本の大使館がかつて非協力であつて、冷々淡々たるようなきらいがあつたということが伝えられております。私も、非常に遺憾とするのであります。昨年われわれが比島に参りましたときに、比島駐在の大使に對して、懸案であるこのフィリピンの遺骨収集については、大使館も十分努力するように、強く要請しておいたのであります。その当時も、大使の態度は、私もとしては、きわめて消極的印象を受けたのであります。一部何だかきわめて冷淡であつたやうな感じがする。これは、きわめて遺憾である。別の機会に、外務省当局を通じて、私は眞否をただしたいと思つて、この収骨団の行動に關連いたしまして、現地の対日感情は、一部におき

ましては、相当好ましくない感情が呈

出た。また、国民の方々も、全体として非常に協力的な態度をもつて今回の計画を迎えていた。おとといふふうなことで、私も、非常に当初危惧しておりました点が杞憂に終わったような感じを持ち、喜んでおる次第でございまして、派遣団は、政府職員、遺族代表、それから宗教家代表、こういった方々を含めまして、一行十八名で、一月の二十日に芝浦を出港いたしまして、そのうち二名は二十三日に出発はおくれたわけでございますが、飛行機で参りましたので、向うに着きますのは若干早く着きまして、この二名の先発隊が現地におきまして細目の打ち合せをいたしまして、あとから銀河丸で参りました一行と落ち合つて、一月の三十一日にマニラを出発いたしまして、それぞれの地点に向つて収骨に當つたというような次第でございまして、この十八名の一行を二つの班に分けまして、大体半数ずつでございますが、第一班がルソン地区、それから第二班が、何と申しますか、ルソン以外の南の島々を回る。こういうふうな計画で、一月三十一日にそれぞれ地区に向つて出発をいたしておる次第でございまして、

されておるのであります。その中に、ことにわれわれとして遺憾にたえないのは、今回の遺骨収集団は、表向き遺骨を収集するとは言っておるが、実はフィリピンにおける宝探しをしに来たのである、こういうことを九日付のマニラ・クロニクル紙が報道しておるということが伝えられております。これは、二月十日の朝日新聞の記事にもあります。かつまた、昨晩の東京新聞におきまして、このことは非常に心外千万である。いかにフィリピンにおける対日感情が一部において悪いとはいながら、例えば、銀河丸に向つて、ばかやろうというような罵声を浴びせたり、いろいろしておるけれども、この遺骨収集の作業を宝探しに似たんだというよりな悪意をなすに至つては、はなはだこれは心外千万であるといふことを強く申しておる。この際、日本政府として、そういうような一部の悪意をいふか、誤解といふか、そういうものを一掃いたしますために、この際厚生大臣としての御所見の御表明を願ひたいと思ふ。

に、全体といたしましては、現地当局並びにフィリピンの政府におきまして、私どもの心配はやや杞憂になつたような状況で、非常に喜んでおりましたところが、御指摘のマニラ・クロニクルに、団の行動につきまして、私ども自身が想像もつかないような記事が出た。おそろくあの団を構成された人々を知らぬまいし、何と申しますか、純真な人々がいかん、何と申しますか、純真な人々が、そしてほんとうにそのおれを忘れた気持で参加され、行動されておるかといふことから考えますと、団員自体が、ほんとうに思ひも及ばないような記事が出たといふようなことで、非常にどんな気持かといふことを推しはかるといふことができるのであります。が、しかし、それにもかかわりませず、団の人々は、ほんとうに自分の使命達成に向つて努力しておられるといふのは、一そり私自身としては感嘆なきを得ません。決してあの人々の行動にそぐはぬといふことは、何と申しますか、全く想像外の話であるといふふうに考えております。よりな次第でございませう。こ

ういふ一部のうちに、まだ私どもが心配しているような関係と申しますか、危惧が事実一部にあつたやに実際において証明されるのじやなからうかといふふうに考えておりますが、団につきましては、団の行動につきましては、私どもほんとうにそのいふことは考え及ばないような事情である、深く遺憾に思つておるような次第でございませう。なお、外務大臣はよくその旨を申し伝え、今後そういうことのないように、十分気をつけて参りたいと思つております。

○山下義信君 海外における遺骨の収集は、今回をもつて終りとせられるつもりであります。なお、あるいは別に、次の御計画がありますか、どうか、この際承つておきたい。

また、関連いたしました、かねて中国の方に保管されておりました遺骨の受取りは、いつごろこれを受け取られ、どのような方法でこれを受領されるかといふお考えであります。この際承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(堀本三三) 大規模な遺骨収集は、このフィリピンが最後に残つたものと承ひたしてあります。が、なお、南方諸地域で残つてゐる分がありまゝで、それについては、今後適切な処置をとりたい、こう考えております。よりな次第であります。

それから、中共その他からの遺骨の問題並びに当方が保管いたしてありますところの中国人の遺骨の問題等につきましましては、大体、山下委員が御承知だと思ひますが、私どもとしても、一日も早くこの問題の処理に當りたい、こ

ういふように考えておるような次第でございませう。

○山下義信君 フィリピンの遺骨収集のことを伺ひました。去る昭和二十四年の一月九日に、約四千柱のフィリピンからの遺骨が佐世保に帰還されたのであります。その四千柱のフィリピンから帰還された遺骨は、どういふふうに措置されておりますか、承つておきたい。

戦没者の遺骨の問題や、墓の問題を取り上げますことは、いかにもふさわしくないように聞えるかも知れませんが、これらのことは、党派やイデオロギーの問題ではございません。死者に対する礼を厚くいたしますことは、人道的問題であります。こういうことをおろそかにいたしまして、どこに道義の確立があります。おそらく、思うに政府当局者は、かくのごときことはきわめてささるることであると考えて、事を軽々しく取り扱ってきたたのではないかと疑わざるを得ないのであります。宮内庁関係のことによってこれが決着しているとは何事ですか。これらの多くの兵士たちが、天皇陛下万歳と言つて戦死した。その戦没者の墓の建設を促進するに、宮内庁の關係によってこれが妨害せられておるとは何事ですか。私は、そういう事実があるとするならば、これはゆゆしき問題であると思つてあります。われわれが、千鳥ヶ淵の付近にこの戦没者の墓の敷地を選定いたしますことに賛意を表したのは、一つには靖国神社に近く、一つには皇居に近く、これらの戦没者の霊が永遠に眠るにふさわしき地点であるとして賛意を表したのであります。その敷地が、この宮内庁関係の庁舎移転等に関係したとして、解決が長引いて、決着をいたしたといふことは、許しがたきことであると私は思うのでございます。事態を明確にしたいのでございます。また、世上伝うるところによりまして、その宮内庁の宿舎の候補地を他に求めようとする、たとえば、代官町の国有地にこれを移転しようとするしますと、またそこには自衛隊が、い

わゆる昔の近衛兵とでもいうか、皇居守護の部隊の兵舎を建設するために難色を示してゐる。そういうふうなことがからんで、この戦没者の墓の敷地が今日まで決定をみるのができなかったといふことも聞くのであります。これは何と云ふことですか。一方では宮内庁が妨害をし、一方では自衛隊が妨害をする。そういうことでこの建設が遅延しておるといふような事実がありとしますならば、私は、これは許しがたき問題であると思つてあります。この際、今日まで墓の建設が遅延したとしておりました事情を明快にしたいのであります。私も、この建設の促進を小林厚生大臣の時代に強く要求いたしました。昭和三十一年の十一月には、地鎮祭を執行したはずであります。一年半近い以前に地鎮祭を行い、それなのに、建設が進まぬというふうなことは、私はこれを驚嘆するにしのびません。本日は、関係者の方に御出席をいただいたのでありますから、東京都関係として、都市計画の上にとつて問題があつて、どういつきまして、当委員会が御証言が願ひたいのであります。また、その敷地に関連いたしました緑地帯の計画等に関係しますお考えもお示しを願ひたいのであります。また、厚生省当局と解決がついたならば、どうならんか、懸案になつておるなら懸案になつておるといふ状態を明確にされたのであります。宮内庁長官も出席を願ひておられます。宮内庁としては、どういつ考へを持っておられるか。どういつ関係があつたのであるか。今後この戦没者の墓の敷地の問題について、ど

う協力されるというお考えであるかといふことを明確にされたのであります。また、首都圏整備委員会の計画部長が出席ということでありまして、首都圏整備委員会としては、どういつ意見を持っておられるか。またどういつに協力する考えであるかといふことを明らかにされたのであります。大蔵省の政府委員御出席であると思ひますから、大蔵省関係者としては、ことに管財局長としては、どういつ方針を持っておられるかといふことを明確にされたのであります。従ひまして、これらの問題をすべて総括して、厚生大臣としてはどういつお考えであるか。今後の建設の見通しについて、御所信を御表明を願ひたい。いつごろ墓を作つて下さるのか。いつごろまでには建設を終了されるかといふお考えであるかといふことを、明確に御表明を願ひたいと思つてあります。従ひまして、私は、総括的には厚生大臣から御答弁を願つて、関係の各位とされまして、今日までの経過並びに今後のお考えにつきまして、明確に御証言を願ひたい、かように考えるのでござい

ます。

○国務大臣(堀本謙三君) 正式にまだきまつたわけではございませんが、無名戦没者の墓につきては、だんだん経過をお話になつて、おしかりを受けたことにつきては、非常に私としても申しわけなく考えております。実は私、厚生大臣になります直前の五月三十一日に、今いろいろおあげになりました関係当局の事務当局が、一つのこの墓につきては、覚悟を作つておるのであります。と同時に、今御指摘のように、三十二年予算におきま

して、約五千万円をすでに計上して、そして国会において御審議の上、通過しておるような状況でございましたので、円満に進行することと思つておりました。自後どうもこの問題が具體的に進んでいないといふことを発見いたしました。まことにこれでは申しわけない次第であり、予算を通過していただいた国会に對しても、また、特にその推進力になられませんでした本委員会に對しても、申しわけないといふふうに痛感いたします。実は、少し余談でございますが、この問題が延びておりますことについて、砂田重政氏が、亡くなられるやうなその日に、ちよと山下さんが怒られると同じように私に怒られた。めつたに怒つたことのない人が怒つたのであります。で、それより前に、実は私自身が大臣として現地を見に参りました。これではどういつ事務当局にまかしておけない。自身の責任において、早急に解決したいといふので、現地に参りました。将来の構想を練つたわけでありまして、ただ事務当局の方といたしまして、今お話のように、各関係官庁にわたる問題で、一つは宮内庁の官舎敷地になつておる。その官舎敷地を移転してやるために、大蔵省が相当心配しなければならぬ。なお、建設省関係におきましては、緑地帯に指定してある。私どもとしても、最初きまりました案より、実は、実はできるだけけつばなものを作りたい。当初の二千数百坪では、何といつてもふさわしくない。約五千坪程度はぜひほしいといふ考へ方を持っております。そういう関係から、関係事務当局自身も、そういうふうな各方

面の考へ方を織りまぜて、しかも御趣旨に沿うようなこの無名戦士の墓の建設に延びまして、まことに申しわけございません。やつと、最近になりまして、いよいよ関係事務当局の考へ方もまとめることができまして、直ちにあの場所を地ならししたしまして、工事にかかり得るような状況に相なりました。はなはだ延びておりましたのですが、やつとその運びになりました。この上は、一日も早く設計に沿つて工事を施行したい。まあごく一部、完成といふには、植樹その他の点がありますので、それらについては、時期も選ばなければなりません。かと思ひますが、今年の、三十二年に予算が残りまして、これは、まことに申しわけございませ

んが、一日もすみやかにこの工事にかかりたい。今後は順調に参るだろうといふふうな考へ方でありまして、今年の半ば過ぎまでにはぜひ完成したい。こつと、こつと考へておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○山下義信君 厚生大臣に総括的に御答弁をいただいたのであります。戦没者の時期についての確たる御返答がなかつたように思つてあります。その点を承りまして、御病後でもございいますから、厚生大臣への質問はこの程度にいたしまして、あとは、関係部局に質疑いたしたいと思ひますが、戦没の時期につきては、いま一度御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(堀本謙三君) 大へん怒られて、なんでございしますが、今私は、まあこれで行けば、秋には……、ただその、何と申しますか、こまかくまだ工事の段組を……、やつと土地

の問題が解決しましたものですから、基本的な工程その他について、何と申しますか、私どもとしては、敷地にどれだけの敷地が、これがどれくらいという、一つ一つのダイアグラムを作らなければなりません。しかし、秋ごろまでは一応完成したい。しかしそれが、それじゃ全部、全然もうあと手を入れなくていいようになるかどうかという問題は、もう少し具体的なダイアグラムを作りまして申し上げたいと思ひますが、今のところ、秋ごろまでには完成いたすという決心をいたしておひます。

○委員長(阿具根登君) 次に、参考人の御意見を聴取したいと思ひます。東京都副知事佐藤基君にお願いいたします。

○参考人(佐藤基君) 無名戦没者の墓の件であります。これは、先ほど山下委員からもお話がありました。きわめて有意義な企てで、東京都として、これについて十分御協力申し上げて、この次第であります。このいささにつきます。先ほどお話のありました、昭和二十八年に届出があつて、東京都については、道路のつけかえという点に關して三十一年に御連絡があつたのであります。図面なしでお話して、ちょっとお聞きにいかうかと存じますが、ところが、この道路のつけかえという問題が、経費も非常にかなり多し、また、その道路のつけかえの場所がいわゆる都市計画公園区域でありますので、しかも、東京都の考え方といひました。道路のつけかえなくとも、りっぱな無名戦没者の墓ができるといふふうに考へておいたのであります。そこで、それに基づきまして、政

府の關係者と連絡しまして、最近に至りまして、道路のつけかえしないで、道路は従来通り堀ばたの方に置いておいてもいいということになりました。で、あとは、東京都としては、一日も早くこれができることを望んでいて、こゝろふうな状況であります。従ひまして、現在の状況は、東京都といたしましては、何も問題はございません。

○委員長(阿具根登君) 次に、水野首都整備委員会事務局計画第一部長にお願いいたします。

○政府委員(水野峯君) 本問題につきましては、昨年でございす。厚生省の方から私どものほうに、關係各省と非常に関係が深いので、いろいろ中を取り持つてあつて、いろいろな中、こゝろふうな状況でございます。私ども委員会といたしまして、この重要性にもかんがみまして、できるだけ早く円満に解決いたしますように努力して参つたわけでございす。そこで、まあいろいろないささつがございす。たが、結局この無名戦没者の墓を、こゝろふうな観点に立ちまして、私どもは、いろいろあつて、いしたわけでございます。その間私どもは、もうできるだけの努力をいたしたつもりでございます。何分、努力な点もございす。時日を要したわけでございます。先ほど厚生大臣からお話がございましたように、最近に至りまして、やつと解決をいたした。閣議決定になりました。約二千四百坪、こゝろふうな無名戦没者の墓の用地以外に、それに隣接しております宮内庁の敷地約二千四百坪程度を無名戦没

者の墓に追加をする。こゝろふうなと、閣議決定になりました。そのより、広くなりまして、そうしてつばな墓になる。考へられるのでございす。そうして、まあこれは、宮内庁御当局にも非常に御配慮いたしたわけでございます。宮内庁宿舎用地といたしましては、代官町の方へ移つていただく、こゝろふうな状況でございます。今後私どもといたしましては、その線に沿ひまして、無名戦没者の墓のところに、なお一部宮内庁の宿舎用地が若干残ります。が、その分につきましては、公園決定をはずす、あるいは代官町に宮内庁の宿舎の代替地を求めるわけでございます。が、その代官町につきましても、公園決定がなされておりますので、その点につきましては公園決定をはずす、こゝろふうな措置につきまして、建設省、東京都に十分私どもの方から申しまして、そういう措置をとりまして、この無名戦没者の墓並びに宮内庁宿舎の建設が円滑に行われますように、努力するつもりでございます。

○委員長(阿具根登君) 次に、宮内庁の答弁を求めます。

○説明員(宇佐美義君) 無名戦没者の墓の建設につきましては、大体千鳥ヶ淵の宮内庁の官舎敷地という話が、ほつち出ましたのは、三年くらゐ前かと思ひますが、具体的に厚生省から御相談がございしたのが、一昨年の暮れ近くだと思ひます。いろいろ、宮内庁といたしまして、他で立ち退きを命ぜられておるような宿舎もございまして、あの土地を将来のさういふ敷地として考へておりました。が、はかならぬ敷地建設でございますので、

先ほど御指摘になりました通りに、そのうち二千四百坪を差し上げるといふことで、それが基礎になりました。一昨年の暮れの十二月の閣議決定に相なつたわけでございます。それに伴ひまして、予算措置もせられました。その敷地内に、あす全部は約六千三百坪ほどございす。そのうち、そのとき決定になりました敷地の中にございす建物六戸を移す、その地ならしの予算は宮内庁、建てかえる方は大蔵省というところでございまして、本年度に入りまして、宮内庁といたしましては、整地もいたしたわけでございます。ところが、その後、先ほどお話のございましたような、道路のつけかえ問題等、困難な事情がございまして、代替地を出すから、もう少しほしいといふことがございまして、官舎地区でございます。進んでおつたのでございす。が、先ほど来他の方から御説明申し上げましたように、いろいろな事情がございまして、だんだんおくれまして、最近になりました。代官町に一部代替地をいたした。こゝろふうな、解決を見たわけでございます。結局六千三百坪のうち、そこをございす。六戸の建物に移す土地を除きまして全部をこの無名戦没者の墓のために提供するというところで解決を見たわけでございます。ただその住宅の移築の方は大蔵省の方で今度やっていたわけでございます。すみやかにこの大事なお仕事が進むことをわれわれとしても念願をしておるわけでございます。いろいろな事情でおくれたことはまことに申しわけないことではございすが、われわれといたしましては、き

まった額でいろいろ努力をしたことだけは御了承をいたしたいと思ひます。○委員長(阿具根登君) 次に、大蔵省御答弁願ひます。

○説明員(谷川宏君) 大蔵省といたしましては、三十一年の十二月四日の閣議でございした方針の通り、大蔵省が本件につきましてやるべきことを着々努力をして参つたわけでございます。簡単にその間のいきさつを御説明いたしますと、大蔵省といたしましては、宮内庁の宿舎が、これは行政財産の公有財産になっております。が、十六戸本地上にありまします。これを他に移転をするといふことをやる必要が起つたわけでございます。が、そのための予算措置をいたしましては、三十二年の予算で八戸分、八百万円程度、それから三十三年で八戸分、八百八十万円程度、合計千六百八十万円程度の予算を用意して、いたしたわけでございます。そこで三十二年の八戸の移転につきましても、いづれでもできるような状態にあつたわけでございます。ただいままで御説明がございす。が、ただいままで御説明がございす。と同時に、もう一つの問題といたしましては、当初の閣議決定の墓の大きさがその後いろいろ關係各省の間で御研究になった結果、大きくなったわけでございます。その結果、宮内庁の持つておる土地の方、その結果、食ひ込む、その結果、その土地にかゝるべき土地を、大蔵省が持つておる土地に近いところにかゝる土地を、何と確保したいといふ宮内庁の御要望がございしたので、私どもといたしま

○山下義信君 私はね、この種の問題でございますから、いろいろに申し上げて、この建設に汚点を印するよりなすことは自分としても避けたいと思ひます。当委員会が本問題を取り上げることにしまして、関係の各位が御熱心には御協力いただいたことは、私の方かららむしろ感謝いたしたいくらいで、よ

○説明員(宇佐義範君) 本問題につきましては、当初からわれわれといたしましては誠心誠意務めたつもりでございますが、ただいまいろいろおしかりも受けたのでございますが、御趣旨に沿ってわれわれとしてはできるだけだけの努力をいたしたいと考えます。

○山下義信君 関係者に対する、今お述べになりました方々への質疑は、ただいま申し上げましたような趣旨で私は省略いたします。他の委員の質疑は別でございします。この際関連して承わっておきたいと思う。それは、自治庁並びに大蔵省管財局総務課長にお尋ねをしておきたいと思うんです。実は、ただいま問題として伺ったのは、国の建設する無名戦没者の墓についてでございますが、なお従来からあります全国各地にわたつての戦没者、あるいは殉難者等に、国に列じた者の墓

村当局におきまして、管財局からこれらの墓地の払い下げを受けて、そうして市町村において管理をしたいということで、それぞれ申請、あるいは希望等を表明しておるようでございます。

そこで、自治庁に伺いたいと思いますが、こういう状態でございますか

ら、市町村において、この園に殉じた人たちの、いわゆる戦没者の墓等の保管等につきましては、これら公共団体で維持、管理をさせてはどうかと思うのでありますが、自治庁はどうかという方針を持っておられるかということ承わりたいと思うのであります。これは憲法の規定や、憲法そのまま自治法に引いておられますあの宗教に関係する問題ではないと思ひますので、墓でございますから……。それらの疑念はないと思うのでありますが、自治庁としてはどうかという方針を持っておられるかと

参考人の方には非常に御多忙な中を御出席願ひまして、まことにありがとうございます。適宜お引き取りをお願いします。どうもありがとうございます。

それでは、小林局長御答弁願います。
○政府委員(小林興三次君) 地方団体が、それぞれその地域にあるそういういろいろな関係の墓地等につきまして、これを自主的に管理をする、こういうことは、私は、憲法並びに自治法がこの政教分離という建前をとっておりませんが、そうした特定の宗教にかかわりがなく行われますことにつきましては、特に憲法、自治法に抵触しておるものと考ええる必要もないのじゃないか、こういうふうに考えておるのであります。

のであります。私はよくこれを了とするのでありますが、そういう御方針でございますれば、現在、すでにいろいろと申請が出ておりますものや、懸案になっておりますようなこの種のの問題につきましては、できるだけ一つ一つ適切に、すみやかに御処理を願いたい。

○説明員(谷川宏君) 具体的に十分検討いたしましたして、すみやかに処理をしていきたいと思います。ただ、具体的に事務は各地の財務局、あるいは財務部でやっておりますので、さらにそれらの地方の出先機関に対しても、今後落度がないように指導をしていきたいと思いますが、具体的の場合に、ほんとうに墓地として、新しく墓地を作るのか、そうじゃないのか、先ほどもお話がございましたように、転う。

売をするというようないことがないように、十分個々の事案を検討していきたくて考えております。

○山下義信君 先ほど自治庁の小林さんから御所見の御表明があったのでございすが、自治法との関係はよくわかったのでございすが、今、管財局がそういう御方針だということになりますれば、各地方の市町村等におきましてその種の希望、計画、要請等がありまして、できるだけ何らかの、自治庁として御方針といひますか、御指導といひますか、適当に一つ御心配を願いたいと思ひますが、小林さんの御意見を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(小林三三君) 今のお話でございすが、自治庁、それぞれの市町村、県がそうした仕事を自主的にやることにつきますしては、われわれも差しつかえないと思つておりますが、自治庁が積極的に乗り出して、そういう問題をどうこうするといふことは、自治庁の役目から申しまして、そこまでは申して、それは率直に申しまして、そういう感じがいたしてあるのでございします。

○山下義信君 だんだんと事態が明確になりまして、ことに墓の建設が急遽促進するといふことで、本員も、せっかくこの問題を委員会でお取り上げ願つたかがあると思ひまして、多とするのでありますが、最後に私は、警察庁長官の御出席をいただいておりますのでありますが、警察方面の御所見を承わりたいと思ふことが一つございします。実は、国の無名戦没者の墓をやつていただくことをわれわれは要請いたしました当時から、大いに注意をしなく

てはならぬことを考えたのでございすが、この全国至るところに慰霊塔の建設、あるいは戦没者慰霊碑等の建立等を名目といたしまして、相当な何と申しますか、いかにわしは計画等が練り出たしまして、あるいはこれらを利用する犯罪行為、詐欺事件等が相当あるのではないかと思ひます。これらにつきまして警察当局はどういうふうな御調査になつておられますか。また、今後ともどういふ取締りの御方針でおいでになるかといふことを承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(中川重雄君) お話の問題に限らないのでございすが、いろいろ地方等で寄付金募集に関連して問題があることは多いのでございします。寄付金募集で、正常な正しい寄付金は、もちろんわれわれの関与するところではないのでありますが、そういう寄付金という名目に藉いて、事実と違ふことを言つて募金をして、刊法の詐欺などに値する場合は、見受けられますので、この問題に限りませんけれども、寄付金募集に関連して詐欺などの起るような事例につきましては、われわれ刊法規則の適用につきまして常に注意をいたしておるのであります。刑法の詐欺になる以外は、寄付金そのものといたしましては、御案内のように、社会福祉事業法の関係がございします。そのほか、一般的に地方公共団体等で寄付金募集に關して条例で規制なさつておる向きがございします。現におひざ元の東京都は、寄付金募集をする場合において、東京都知事の規制があるわけにございしますが、その規制をもつてやつた場合には、罰金刑が科せられておるのであります。そういう規

制をもつたものについては犯罪として刑罰の適用に努力しておるのであります。今後ともどしどし正しい行為に對しましては助長して参ることは当然でございしますが、それに隠れて犯罪等があらはれます。それに隠れては、直ちに追及していきたい、こう考へております。

○山下義信君 最近具体的に当局として検査せられたような事例がございしますか。慰霊塔、慰霊碑等の建設に関連しまして、刑事事犯的なような事件がございしたか、最近はないようございしますか。

○政府委員(中川重雄君) これは各地でやつておられますが、しつかりした統計できちつと申し上げることは今不可能なんですけれども、ずつと私も各地の報告を聞いておるのですけれども、大きな事件は今のところないようございします。最近では、

○山下義信君 私の質問は以上をもつて大体終了いたしました。

○片岡文重君 関連してちよつとお聞きしておきたいのですが、遺骨収集の場合に、最近の新聞で伝えられるところによると、なお収集に當つて相当危険な区域がまだ残存しておる。収集できなくて引き揚げたといふことが伝えられておりますけれども、これに関連して駐在大使の協力が必要ではないかといふことも伝えられております。この危険区域について駐在大使あたりがもつと日常了解を得るような、あるいは少くとも諒解を得るような状態に持つていくように積極的な努力をしておつたならば、すぐに端的に解消はしないまでも、必ずしも見込みなしとしな

いのではないかとふりふりに考えられるのですが、厚生省としては、この危険区域にある遺骨収集をそのまゝもうやむを得ないからといふことでこのまま打ち切つてしまふのか、今後なおそれが収集について努力をされるのか、もし、されるとするならば、どういふ方法でこれを危険区域の遺骨収集に努力をされるのか。その具体的なお考えがあるならば、一つこの際お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(河野雄雄君) 先ほど総括的にはお話し上げたような状況でございすが、ただいまお話しのご意見をいただいたように、ごくまあ例外的と考えたいいんじやないかと思ひますが、一、二カ所まあ行けなかつた地域はあるような報告を受けております。私ども当初予想したところでは、あるいはもう少し奥に行けない地区が出て来やしないかといふような危惧をいたしましたが、そういうような点からいくと、今度は大体計画通り行けたんではないかと考えておるわけでありまして、大使館等現地の機関が非協力であつたのではないかと、あるいは御指摘でございすが、先ほど山下委員からも最近の新聞紙上でその辺の記事が出たことを御指摘されたわけにございします。が、私もずつとやつてきました間に、おきましては、外務省、あるいは在外公館を通じて、まあ非常に御協力いただいたものと実は私は私どもは考えておるわけにございします。その間若干報道班員も参つておるわけにございします。が、感情的な行き違い等もあつて新聞記事等にその辺のまあ表われと申しますか、非協力的だつたといふふうな記事が出たようなこともあつたようにも

聞いておるわけにございすが、これは各新聞に一齐に出たことでもございせんので、私も外務省から伺つておるところでは、ただいまちよつと申し上げましたように、若干の感情の行き違い等もあつてああいふふうなことになつたのではないだらうかといふふうに記事を読んでおるわけにございします。まあ今後もう日がたないわけにございしますが、先般外務省とも連絡をいたしまして、そういうふうなことのな

いように十分まあ現地の方にも連絡をとるといふふうにお答えをいたしておるような次第で、今後まあそういうことが起らないのではないだらうかといふふうな期待をいたしておるわけにございします。

○片岡文重君 大使館の態度といふことは、まあちよつと今のは参考的にそういうことも危険区域の解消方法として考えられるのではないかと、いふことでお話し上げたのが、私がお尋ねしておるは、今度の遺骨収集に當つて、一応近くまで行つてどうしても入れないといふことで引き返してしまつて、なおそのいふゆる危険区域の中には相当の遺骨があるのではないかと考えられておるにかかわらず、収集も断念したかのごとくに伝えられておりますから、断念したとするならば、この収集作業だけを断念したのであつて、あと続けてさらにあきらめず何らかの方法を講じて、残されたたとえわずかの遺骨でも収集するよう努力をするのかどうか、それをお尋ねしたいわけにございします。

○政府委員(河野雄雄君) 実はフィリピンに四十七万といわれる遺骨が眠つておるわけにございします。フィリピンに限らず、こうした遺骨収集は、すべての遺骨を持つてくるというふうなこ

とは事実上不可能なわけでございます。象徴的な遺骨を持つてくるといふふりなことで、今回も大体主要な地点二十カ所程度を選びまして、スケジュールを組んだわけでございます。たとえは行けなかつた地区と申しますか、ミンダナオ島の西南の方に、一番まあ端の方でございますが、ホロという所、そこは市内は収骨ができたわけでございますが、奥に入ると土民の関係でちよつと無理ではないかというふうなことと奥地に入ることとを断念した。その地点にはまあ一応行つた。大体主要な地点には一応行つて、奥地に入れないというふうな状況のように承知いたしておるわけでありまして、まあ全部を持つてくるということではなしに、象徴的な遺骨を持ち帰るといふふうなことでございまして、ただいま申し上げましたホロ地区の、さらにまた奥をもう一回やるというふうなことまではちよつと考えにくいのじゃないかというふうに考えております。

○片岡文重君 戦没者の遺族の身になりますと、一人々々の気持は皆同じです。それから、たまたま集団——集団地域といひますかね、たくさんおつたところに属するものはそれでも納得できると思ふのですが、たとえ一体でも二体でもあるということが現実に確認をされて、それでしかも収骨できないということになると、残された遺族の人たちにとつてはあきらめ切れないものがあると思ふのです。先ほど一人々々について氏は氏名が判明しない——大部分が判明しないわけですね、先ほどの御説明では、しかし、一人々々の遺骨の判明はしなくとも、大体その土地でどういふ部隊が玉砕したかということ

はわかつてはるはずですから、従つて、これがAの遺骨であり、これがBの遺骨であるといふことはわからなくとも、少くともその部隊に属した者のだれかであることには間違いないので、それから、戦没者の遺族になれば、その中に自分のむすこなり、自分の夫なりというものがいるといふことははつきりしておるわけですから、従つて、氏名が判明しなくても、その中におるんだということがわかれば、たとえ腕の骨一本でも持つてきてほしいというものがはつきりあるといふことがわかつておるとすれば、どうしても持つてきてほしいという気持ちになるだらうと思ふのだが、そういう点で、あるかないかわからないという状態であるならば、これはまあ費用の点もあるでしょうし、いろいろな事情もあつて続けて長くおるといふわけにはいかんでしょうし、いろいろ誤解を招いても今後のことにも差しつかえますから困るでしうけれども、現にあるということが確認をされておるような地帯について

は、もつと積極的に、現地においてはわれわれの想像する以上のものがあるであらう、非常な御苦労を冒しておられると思ひますが、遺骨収集団が行かれたときだけの積極的な努力はもちろんですけれども、その前も、それからそのあとにも、フィリピンに在る大使館なり、出先機関の諸君とともに協力をしてやつたらば、たとい時日はかかつても、私は収集できるのじゃないかというふうに考えるんですけれども、そういう点について、厚生省としては、一応もうやむを得ないといふことでこれでも打ち切られるのですか、それとも、何らかの気長な堅持でもとにかく全部を収集するといふ努力を続けられるのかどうか、その点を一つ聞いておきたい。

○政府委員(河野雄雄君) ただいま行けない地区に必ず発見できる遺体があるといふふうなことは、ちよつと申し上げにくいのではないだらうかと。申ししますのは、ほかの地区でも同様でございますけれども、もう十数年たつておりました、かりに遺体があつても、それが遺体であるかどうかともわかない、あるいは、風化をしておるといふふうな聞いておるわけです。そういうふうな状況でございますので、ただいま申し上げたような行けない地域にどれだけの遺体があるかといふふうなことは、はつきり実はいたさなないわけでありまして、ただ、今後の問題といたしまして大規模な収集団を派遣するといふふうなことは、南方に関する限り、大体これで一応一段落としていいのではなからうかと考えておるわけでありまして、その他の地区でも、たとえば、インドネシアでも、戦犯の遺骨があるといふふうなことも聞いておるわけです。こゝろいつた残つた遺骨がはつきりしたものににつきましては、幸い在外公館もあることとございまして、そういう機関を通じて適切な処置をとりたい、こゝろいつたに考えておる次第であります。

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(阿具根登君) 速記を起して下さい。
○委員長(阿具根登君) 速記を起して下さい。

午後零時十四分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(阿具根登君) 再開いたします。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(米田吉盛君) ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、社会福祉事業の範囲を拡張し、社会福祉審議会委員の任期を延長したほか、一定規模以上の市に於いて二つ以上の福祉事務所を設置することができるとし、また、社会福祉法人につきまして定款記載事項の簡素化及びこれに対する指導監督の充実を期することを内容としてゐるものであります。

すなわち、改正点の第一は、新たに社会福祉事業として結核回復後保護施設を運営する事業及び隣保事業を加えたこととあります。

その第二は、従来社会福祉審議会の委員のうち関係行政庁の職員以外の委員の任期が一年とされておりましたのを二年に改めたこととあります。

その第三は、従来指定都市以外の市につきましては、一つの福祉事務所を設置することを建前としておりましたが、これを政令で指定する人口がおおむね二十万以上の市につきましては、その実情に応じて二つ以上の福祉事務所を設置できることとしたこととあります。

その第四は、現在定款の必要的記載事項とされております資産の総額につきまして、これを定款の必要的記載事項

項からはずし、資産の変動のつど定款の変更を行う必要がないこととして、社会福祉法人の負担を軽減することとし、また、社会福祉法人の指導監督につきましても、厚生大臣のほか都道府県知事も報告徴収及び検査の権限を行使することができるようとして、社会福祉法人に対する指導監督の充実を期したことであります。

その第五は、低利融資事業による貸付金に関する証書について印紙税を課さないものとしたほか、以上の改正に伴い関係条文の改正等所要の措置を講じました。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(阿具根登君) 次に、政府委員より細部の説明を願ひます。

○政府委員(安田廣君) ただいまの提案理由につきまして、若干補足をいたしまして御説明申し上げたいと思ひます。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案要綱というものが三ページにございまして、第一に、結核回復後保護施設を運営する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えたこと、これは御承知のように、社会福祉事業法に、現在第一種、第二種と規定された社会福祉事業の種類があるわけでありまして、結核回復後保護施設、すなわちアフターケア施設につきましては、従来それについて、社会福祉事業としての規定がなかつたわけでありまして、それから隣保事業、これは隣保館でありますとか、市民館でありますとか、そういうような形でちよつとございまして

けれども、無料または低額の料金で、住民にいろいろの施設を利用させまして、そうしてその住民の生活の改善とか、向上をはかるとかというふうな仕事でございまして。その二つを今回社会福祉事業の種類のの中に加えたわけでございます。

それから第二番目は、これは社会福祉審議会というものが、厚生大臣の諮問機関にございまして、その委員の任期が現在一年でございまして、これは他のこの種の審議会でも大体二年または三年になっておりますので、実際運用いたしました経過から見ましても、二年を適當と考へまして、二年に延長したい、こういうこととでございます。

第三番目の、指定都市以外の市で、政令で指定する人口二十万以上の市は、条例で、二以上の福祉事務所を設置することができるとしたことです。というのは、福祉事務所というのは、現在は御承知のように、府県の地域につきましても、大抵人口十万以上について一つの福祉事務所というふうな規定があるわけでありまして。

それから指定都市につきましては、これもやはり人口十万以上について一つというふうに規定されておるのでありますけれども、普通の市でございまして、それは幾ら多くても一つの福祉事務所を置くという規定になっておるわけでありまして。これはたとへば福岡でありますとか、川崎とかというふうに非常に人口の多い市におきましても、福祉事務所が一つでありまして、これは住民の側からも非常に不便でございまして、それを二つ以上置くことができるというふうにいたしました。

いのでございまして。それから、社会福祉法人の定款の記載事項を簡略化したこと。というのは、規定の社会福祉法人の定款の中に資産総額ということがあるのでありますが、これが記載事項になっておりますが、建物を建て、土地を買い、絶えず資産の総額が変ります。そのたびに一々厚生大臣の認可が必要になってきますので、これは非常に、事務を簡素化したしたわけでございます。

それから、社会福祉法人に対する報告徴収及び検査の権限を都道府県知事も行うことができるものとしたこと。これは、現在厚生大臣だけが持つていたのでございまして、しかし、実際問題といたしまして、全国にたくさんあります社会福祉法人につきましても報告をとるとか、あるいは検査をするというくらいは権限は、都道府県知事が持つておりまして、持つていなければ不便なことも多々ございまして、これをもういった事項に限って、都道府県知事が行うことができるものといたしました。

それから、第六の、低利融資事業による貸付金に関する証書について、印紙税を課さないこととする。これは、生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業による貸付金、たとえば世帯更生資金なんかのことを考へてゐるわけでありまして。そういうものには、収入印紙を張らなくていいという規定を、この機会に入れたわけでございます。

以上簡単にございしますが、御説明申しました。

○委員長(阿具根登君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(米田吉盛君) ただいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昨年、旅館業法の一部が改正され、旅館業に対する従来の公衆衛生上の規制に加え、風俗的見地からの規制をも行い得るものとされたのであります。が、第八条に規定されている娼女に娼淫をさせた者等の処罰に関する勅令が、本年四月から、売春防止法附則第二項の規定によつて、廃止されることとなりましたので、これに伴ひ関係規定の整備をはかるとするものであります。その内容は、第八条中に従来規定されておりました「娼女に娼淫をさせた者等の処罰に関する勅令に規定する罪」を「売春防止法第二章に規定する罪」と改めるとともにこれに伴ひ経過措置を規定したものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(阿具根登君) 政府委員より細部の説明を願ひます。

○政府委員(尾村健久君) ただいまの法律案につきまして、補足の説明を申し上げます。

現行の旅館業法の第八条に、旅館の営業者、または、その代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關して……それから三号になつてゐる「娼女に娼淫をさせた者等の処罰に関する勅令に規定する罪」を犯した場合に

は、許可を取り消しましたり、あるいは期間を定めて営業の停止を命ずることができるようになつてゐるのでございまして、これが売春防止法の付則の方に施行期日につきまして、売春防止法の付則第二項、すなわちこれは「娼女に娼淫をさせた者等の処罰に関する勅令は、廃止する」という付則になつておりますのが、三十三年の四月一日から施行するようになつており、同時に売春防止法の第二章が四月一日から発効するようになつてゐるわけでありまして、従ひまして、この旅館業法の八条三号の、この勅令に規定する罪を、売春防止法に規定する罪に置きかへま

せんと、四月一日からの八条三号に關する規定がなくなるわけでございますので、これを改正をお願いしてゐるわけでございます。で、この結果、實際にはただいまのように、旅館業法の八条三号を「売春防止法第二章に規定する罪」とするほかに、付則といたしまして三十三年四月一日からこれを施行する。なお、経過規定といたしまして、これの発効いたします前に、前の勅令によりまして罪を犯したという場合には、この許可の取り消し、または営業停止の処分は従前の例によるという経過規定をきめてゐるわけでございます。以上でございます。

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて。

○委員長(阿具根登君) 速記を起して。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案、旅館業法の一部を改正する法律案、兩案に対する質疑は、次の機会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

〔参照〕

ソ連地区引揚者の実情調査報告

派遣委員 中山 福藏

同 藤田 藤太郎

同 小西 英雄

今回ソ連地区(第三次樺太)からの引揚者の実情調査のため小西、藤田、中山、の各委員が舞鶴に派遣せられました。その概況を御報告いたします。今回の樺太からの引揚は当初昨年日本から出迎船が出発し、一月四日頃舞鶴到着の予定となつておりましたがソ連当局からの連絡により暴風雨等の關係から十日間位遅れて、去る十四日舞鶴入港ということになったのであります。樺太からの引揚は昨年十一月西海岸からの引揚に続いて今回は主として東海岸方面即ち豊原、大泊等の地区からの引揚者からの引揚者が多く、その数は五四六人(上陸五四五人)でござい

ました。その内訳は未復員者九、一般邦人一九六、朝鮮人三二九、抑留漁夫一二でありまして、性別では男二九五、女二五でありまして。又年令は十九才以上が二七二人、九才以上五八人、八才以下二六人となつております。また遺骨は一般邦人のもの一柱ございまして。引揚者の特種金は米弗一四、〇四〇、ルーブル四

八、旧日本円一四、八六四、新日本円六七八であります。

新日本円は抑留漁夫の所持していたものと思われまふ。今回の一人当特給金は日本円に換算して九、三三〇円でありまして前回の一人当一〇、二六〇円より若干少い程度であります。荷物は七五六個でありまして従来より少々多いと思われまふ。健康状態は入院見込患者二名でありましたが、上陸後赤痢、腸炎等のため幾分増加した模様でございます。

私共は引揚船白山丸に引揚者をたずね慰問すると共に、今回の引揚に努力された船長以下係官から乗船当時の状況及び抑留者の模様等を聞いたのち降雨の中を上陸する引揚者を機橋に迎いたのであります。次に無難引揚援護局において、引揚者の引取りに行った政府代表即ち、法務、厚生、外務各省当局者から詳細乗船当時の模様を聴取したのであります。特に鮮人の乗船について当局の具体的な事情等を聴取いたしました。引揚者の数は昨年十二月二十二日付ソ連政府からの連絡による数が一二二名でありましたが、船室関係上これを二四に分け引揚するため五四六名が今回乗船したのであります。内一名（鮮人）は精神異常者であつたものでありましたが、航海中航行不明となり舞鶴上陸は五四五名となつたのであります。乗船当時鮮人の籍にある者一名と日本人で書類不備等のため乗船出来なかつた者六名が居つたとの報告でございました。最初の名簿に掲載されていなかったもので、今回歸つて来た者は三〇名位あるものであります。

すが、これ等の大部分は家族でありまして名簿作成後出生によるものが、多数であります。また鮮人でも同歸つたものは日本婦人の夫として歸つたもののみであります。

次に引揚者代表との座談会を開きまして引揚者から、その生活状況その他について聴取を行つたのであります。終戦後すでに十年以上経過してゐるので、健康でありさへすれば現地における生活の最低線は保たれておつたこととあります。職業は主として筋肉労働に従事して引揚の日を一日千秋の想いで待つてゐたとの事でありまふ。また日本の現状についてはラジオによつてその一部を知つて居り市街地の治安状況は悪くはなかつたとの事とあります。また抑留者中、ソ連国籍を持つてゐる日本人が相当数あり、これ等は引揚困難の状況にあります。尚鮮人は四万人位居住してゐる模様でこれ等は日本人同様帰郷の望を有してゐるものと切なる願ひが引揚者に要望されてゐるとの事とあります。

以上今回の引揚者の概況を申し上げたのであります。今回の引揚者の特異な点は鮮人が極めて多い事と歸郷目的地が北海道であるものが約半数であつて、全体を通じて落付先未決定者がその半数を占めその受入態勢については住居の問題、就職の問題等は従来にも増して努力を必要とするものでありましてこの点政府に於ては現地地方と連絡をとり援護の万全を期する必要がある、特にこの際政府の迅速なる善処を要望して止まない次第であります。

以上をもつて簡単ながら御報告といたします。

ソ連地区引揚者の実情調査報告

派遣委員 藤田藤太郎
同 後藤 義隆

第四次樺太地区引揚の実情を調査する為、藤田、後藤の両委員が舞鶴へ行ってまいりましたので、その状況を御報告致します。

引揚船白山丸は、一月一五日舞鶴を出港し、二十二日真岡に入港、二十三日真岡を出港し、二十七日八時舞鶴へ歸港いたしました。

今回の引揚者の総数は五四九名であります。これらの人々は主として樺太の敷香、真岡、落合、川上から引揚げてきたのであります。これを身分的に分類しますと、未復員者五名、一般邦人一八五名、朝鮮人三六四名、抑留漁夫一名となり、朝鮮人が全体の約三分の二を占めてゐるのであります。又一名の抑留漁夫は昭和二十一年一月に拿捕されたものであります。又年令的には二〇才未満の子供が非常に多く、三〇八名となつております。

持歸金は二八五五ドルで、これを日本円に換算しますと一人あたり八四二四円、荷物は七五八個で一人あたり一三個とあります。

船内では死産が一件あつただけでその他特に疫病の発生を見ず、衛生担当者を中心とせよとあります。

歸国後の主な落着先と人員を挙げますと、北海道一六六名、大阪九一名、東京五五名、愛知県四三名、兵庫二七名、福島二五名となつております。

又、今回の引揚をもつて昨年度、ソ連当局から手渡された歸国希望者名簿の一二二名の引揚は一応終止符を打つたわけでありまふ。樺太地区にはなお約五〇〇名が残留してゐるものと推定され、これらのうち約半数が歸国希望者であります。豊原、敷香、内洲等の官憲の話によりますと、今回の引揚は早く三ヶ月後、遅く六ヶ月後に行われるであろうといふこととあります。

以上をもつて報告を終わります。

二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関（第九条―第十二条）」を「援護の機関（第九条―第十二条の二）」に改める。

第九条の二第四項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「市」に改める。

第一章中第十二条の次に次の一条を加える。

（民生委員の協力）

第十二条の二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主

事の事務の執行に協力するものとす。

第十八条第一項第三号中「他の者」を「国若しくは他の地方公共団体」に改め、同条第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第三号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することが出来る。

一 前項第三号の措置をとることができないか又は相当でないとき。

二 当該施設に収容を委託することとが、前項第三号の措置をとるよりも、当該身体障害者の更生のため効果的であると認められるとき。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（繰替支弁）

第三十六条の二 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに對し他の都道府県知事又は市町村長が第十八条第二項の規定により身体障害者の収容を委託した場合においては、その委託に要する費用を一時繰替支弁しなければならぬ。

第三十七条の二第四号中「第十九

条」を第十八条第二項、第十九条に改める。

第四十三条の三中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

二月十五日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「又は社会学を専修する科目」を「若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程」に改める。

第十六条の二第二号第二号中「科目」を「学科又はこれに相当する課程」に改める。

第十九条第一項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市」にあつては、市長とする。以下この条において同じ。」を加える。

第二十条第一項中「保健所法第一条の規定に基き政令で定める市」を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「前項の妊娠の届出があつたときは、」を「市町村長（保健所を設置する市の市長を除く。）は、前項の妊娠の届出を受理したときは、」に改め、「保健所法第一条の規定

定に基き政令で定める市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、」を削る。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「又は保健所を設置する市の市長」を加える。

第二十一条の十中「第二十一条の八第一項」を「第二十一条の十三第一項」に改め、同条を第二十一条の十五とし、第二十一条の九を第二十一条の十四とし、第二十一条の八を第二十一条の十三とし、第二十一条の四から第二十一条の七までを削り、第二十一条の三第四項中「医療機関（以下「指定医療機関」という。）」を「病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定育成医療機関」という。）」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第二十一条の十二とする。

第二十一条の六から第二十一条の十までの規定は、育成医療の給付及び育成医療に要する費用の支給について準用する。この場合において、第二十一条の八第四項及び第二十一条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは、「都道府県」と読み替へるものとする。

第二十一条の二を第二十一条の十一とし、第二十一条の次に次の九条を加える。

第二十一条の二 体重が二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

管轄する区域内に現在地を有する未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。以下同じ。）について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

第二十一条の四 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行ふことができる。

養育医療の給付は、次のとおりとする。

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行ふものとする。

開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、前条の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

指定養育医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

指定養育医療機関が次の規定に違反したとき、その他指定養育医療機関に養育医療を担当させるについて若しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣が指定した医療機関については厚生大臣、都道府県知事が指定した医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の六 指定養育医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、養育医療を担当しなければならない。

第二十一条の七 指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

第二十一条の八 都道府県知事は、指定養育医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定養育医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定養育医療機関は、都道府県知事が行ふ前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

都道府県又は保健所を設置する市は、指定養育医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定養育医療機関に対する都道府県又は保健所を設置する市の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第二十一条の十 第二十一条の四第一項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の七の規定により指定養育医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第五十条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第五号の二中「第二十一条の三及び第二十一条の八」を「第二十一条の十二及び第二十一条の十三」に改め、同号を同条第五号の三とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十一条に次の一項を加える。

保健所を設置する市は、前項各号に掲げる費用のほか、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第十九条第四項の措置に要する費用
- 二 母子手帳に要する費用
- 三 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十二条中「並びに前条第二号」を「並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」に、「及び前条第二号」を「及び前条第一項第二号」に改める。

第五十三条中「第三号を除く」を「第一項第三号を除く」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第二号」を「第五十一条第一項第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二に規定する費用」を「第五十条第五号の三に規定する費用」に、「第五十一条第一号に規定する費用」を「第五十一条第一項第一号に規定する費用（保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第三号に規定する費用）」に改め、同条第三項及び第四項中「指定医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第四項中「当該指定医療機関」を「当該指定育成医療機関」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第十六号中「育成医療」

を「養育医療及び育成医療」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

（第十三条第二項中「児童福祉法」）

（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五第三項を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の八第三項（同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。）」に、「指定医療機関」を「医療機関」に、「児童福祉法第二十一条の五第四項」を「児童福祉法第二十一条の八第四項（同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

4 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

（第十六条第二項第二号中「児童福祉法第二十一条の二第一項」）

「児童福祉法第二十一条の二第一項」を「児童福祉法第二十一条の十一第一項」に改める。

第十九条の二第二項中「児童福祉法第二十一条の三」を「児童福祉法第二十一条の十二」に改める。

（地方財政法の一部改正）

5 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

（第十条第八号中「身体障害児の保護」）

「未熟児及び身体障害児の保護」に改める。

（地方税法の一部改正）

6 地方税法（昭和二十五年法律第

二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「更生医療の給付」の下に、「養育医療の給付」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

7 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「更生医療の給付」の下に、「養育医療の給付」を加える。